

1 目的等

本協定は、「横須賀中央エリアまちづくりガイドライン」を基本とし、横須賀中央エリアが、にぎやかで楽しい商店街としての魅力を最大限生かせるよう、またどこの街とも違う横須賀の個性を持ったまちづくりができるようにすることを目的とし、平成 31 年 4 月 1 日に施行しました。

2 運用主体

横須賀中央エリアまちづくり景観協議会（裏面参照）

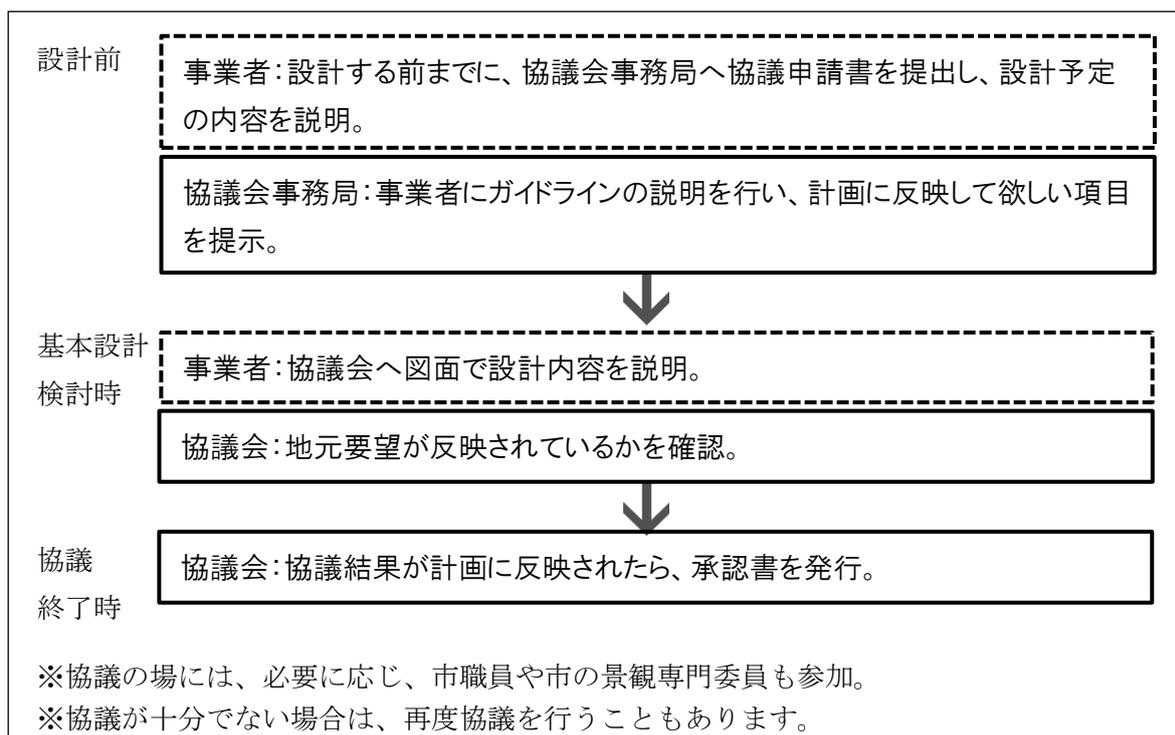
3 手続き(3種類)

- (1) 一定規模を超える建築行為等(※1)について、事前に協議会との協議(※2)をしてください。
- (2) 業種転換・新規出店（延べ面積 1,000 ㎡以下かつ建物 1、2 階に位置するもの）について、開店日までに協議会へ報告書の届出をしてください。
- (3) 区域内の関係者の有する権利等を承継した場合（3 階以上を住宅にする場合を除く）について、すみやかに協議会へ承継届の届出をしてください。

※1 協議対象行為

- (1) 高さが 10m を超える建築物や工作物の建築行為等
- (2) 延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物の建築行為等や業種転換、新規出店
- (3) 道路の大規模修繕や大規模補修を伴う行為
- (4) 土地・建物の用途を、駐車場・工場・流通倉庫・ガソリンスタンド・ワンルームマンション・風俗営業等とする行為

※2 協議の流れ



4 横須賀中央エリアまちづくり景観協議会とは

横須賀中央エリアのまちづくりの調査研究を行うこと及び、横須賀中央エリアまちづくりガイドラインに基づくまちづくりを実現することを目的とし、平成31年3月11日に設立しました。

次の団体等が構成員となっています。

構成員の名称	種別	委員数
大滝商店街振興組合	商店会	2名
大滝町親和会	商店会	なし
千日通商店街振興組合	商店会	2名
三笠ビル商店街協同組合	商店会	2名
一般社団法人リドレ商店会	商店会	1名
若松商店街振興組合	商店会	1名（若松町会と兼務）
若松中央通り会	商店会	なし
大滝町会	町内会	2名
若松町会	町内会	1名（若松商店街振興組合と兼務）
公募市民	市民	3名

事務局は、横須賀市都市部まちなみ景観課

5 横須賀中央エリアまちづくりガイドライン

詳細は、横須賀市ホームページをご確認ください。



お問合せ先 横須賀中央エリアまちづくり景観協議会事務局
(横須賀市都市部まちなみ景観課 景観担当 電話 046-822-8377)